

沼津茶ロゴマーク使用ガイドライン

1 ロゴマークについて

沼津市はお茶どころ静岡県の中でも主要な茶産地のひとつであり、富士山の南に位置する愛鷹山の麓には茶畑が広がり、様々な種類の「沼津茶」が作られています。

そんな魅力的な沼津茶のPRツールの一つとしてロゴマークを作成しました。

この沼津茶ロゴマークは、富士山、愛鷹山、駿河湾、お茶畑から駿河湾と西伊豆の大瀬崎が見える美しい自然を表現しています。

今後、いろいろな場所やシーンで活用し、沼津茶の魅力のPR、イメージアップを行い、沼津茶の需要拡大、普及促進を推進しましょう。

2 ロゴマークの使用承認の申請について

ロゴマークは、「沼津茶ロゴマーク使用取扱規程（以下、「取扱規程」という。）」に基づいて、使用承認の申請をすることができます。

使用の承認を受けた場合、ロゴマークを使用できます。ロゴマークの使用期間は承認を受けた日から申請者の設定する任意の期間までで、使用料は無料です。

使用を希望される場合は、このガイドライン及び取扱規程に沿って、使用方法を計画してください。

3 ロゴマークの使い方について

沼津茶ロゴマーク使用マニュアルに従って使用できるものとします。

このガイドライン、沼津茶ロゴマーク使用マニュアル、沼津茶ロゴマーク使用取扱規程に記載のない事項については、都度協議により定めるものとします。

❖沼津茶ロゴマーク使用に関するご相談・お問合せ❖

〒410-8601 沼津市御幸町16-1

沼津市役所農林農地課 ☎055-934-4751